

令和5年度 鹿屋女子高等学校 部活動に係る活動方針

「鹿屋市部活動ガイドライン（鹿屋市部活動の在り方に関する方針）」（令和元年9月鹿屋市教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のとおり策定する。

【基本的な考え方】

本校の部活動は、校訓である「正しく やさしく すこやかに」を育むために、運動部においては、「スポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る」ことを、文化部においては、「生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める」ことを目的とする。

また、生徒の自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるよう留意する。

1 適切な運営・指導のための体制整備

- (1) 顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (2) 校長は、学校の方針、活動計画等をHPへの掲載等により公表する。
- (3) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 目先の勝敗や技術向上、勝利至上主義にとらわれることなく、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるように配慮する。
- (5) 生徒の安全な活動や指導者の負担軽減を図るように配慮する。

2 適切な休養日及び活動時間の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日を設ける。
- (2) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- (4) 各競技の現状を踏まえながら、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 中学校での教育活動を土台として、体の発達段階の違いや本校の特色を考慮しながら、原則として1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

3 学校単位で参加する大会について

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。